

ごみ・資源物の出し方

☎ リサイクル清掃課 ☎ 22-1481

家庭系ごみ・資源物の分別にご協力ください

家庭から出るごみは、手数料を含む有料の「室蘭市指定ごみ袋」や「室蘭市ごみ処理券」を必ず使用し、「ごみステーション」に出してください。指定ごみ袋やごみ処理券は、スーパーや商店など「指定ごみ袋取扱店」で販売しております。「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「プラスチック製容器包装」に分けて出してください。

空き缶、空きびん、ペットボトルは、無料で分別収集を行っています。収集日の前日の午後から、収集容器を「資源ステーション」に設置しますので、収集容器が設置された時点から出してください。

「ごみ」や「空き缶、空きびん、ペットボトル」の収集日は区域ごとに決められています。88・89ページか、毎年3月に配布する「家庭系ごみ・プラスチック製容器包装・資源物収集カレンダー」で確認してください。それぞれの区域の収集日や詳しい分別方法は、市ホームページにも掲載しています。

ごみや資源物はきちんと分別して、決められた収集日の「朝8時まで」に、ごみステーションや資源ステーションに出してください。

ごみステーションで収集するもの

■燃やせるごみ ・50cm以内のものに限ります。

(有料: だいたい(オレンジ)色の指定ごみ袋)

紙、生ごみ、木の枝(直径2~3cmで長さ50cm以下)、皮革製品、ゴム製品、プラスチック製品、貝殻、発泡スチロール、衣類などは、室蘭市指定の「燃やせるごみ袋」に入れて出してください。



■燃やせないごみ ・200cm以内のものに限ります。

(有料: わかくさ(グリーン)色の指定ごみ袋)

金属、せともの、電球、スプレー容器(中身を使い切ってから穴を開けて)などは、室蘭市指定の「燃やせないごみ袋」に入れて出してください。



※袋に入らないごみは「ごみ処理券」で(有料)

家電製品(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン以外)、家具、寝具、ストーブ、庭木(直径10cm以内、長さ200cm以内のものは、ひもで縛って)などは、「ごみ処理券」を1点につき1枚貼って燃やせないごみの日に出してください。

■紙パック(無料)

指定のごみ袋には入れずに洗って、開いて、乾かして、束ねて燃やせないごみの日に、他のごみと区別してごみステーションに出してください。



■乾電池(無料)

指定のごみ袋には入れずに透明なビニール袋に入れるなど、中身が電池と分かるようにして、燃やせないごみの日にごみステーションに出してください。



■プラスチック製容器包装

(有料: さくら(ピンク)色の指定袋)
プラスチック製容器包装とは商品を入れたり(容器)、包んだり(包装)するために使われているプラスチック類です。室蘭市では、異物や汚れ物の混入を防ぐために、「洗わなくてもそのまま出せるもの、臭気上の問題がないもの」に限定しています。

対象品目 ポリ袋類、パック類、ボトル類、キャップ類

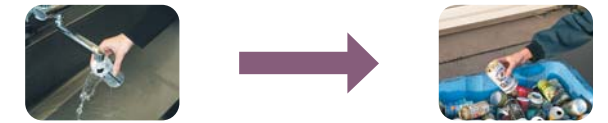
対象品目4種類を室蘭市指定の「プラスチック製容器包装袋」に入れて出してください。



資源ステーションで収集するもの

■空き缶(アルミ・スチール缶)(無料)

ジュース、ビール等の飲料缶、缶詰等の食用缶、お菓子、ミルク缶などは、中身を取り除き、軽くすすぎ資源ステーションに設置された収集容器に入れてください。



※携帯用ガスボンベ、スプレー缶、汚れた缶、ペンキの缶などは「燃やせないごみ」へ

■空きびん(使い捨てびん)(無料)

飲料用のびん、食品用のびん、調味料のびんなどは、キャップをはずし、中身を取り除き、軽くすすいで資源ステーションに設置された「無色透明」「茶色」「その他の色」のそれぞれの収集容器に入れてください。

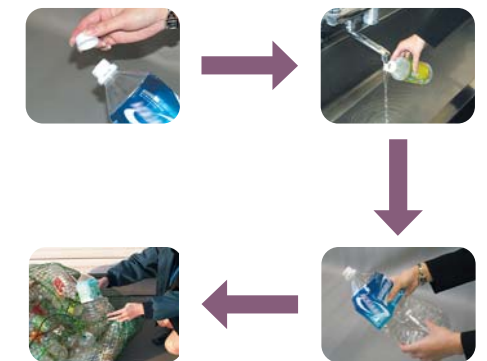


※化粧品のびん、食器類、電球、蛍光灯などは「燃やせないごみ」へ

■ペットボトル(無料)



飲料用、酒類用、しょうゆ用などのペットボトルは、キャップを取り、中をすすいでつぶし、資源ステーションに設置された収集用ネットへ出してください。



※加工したものの薬剤などを入れて使用したものは「燃やせるごみ」へ

多量のごみが出た時の処分方法

引越しなどで多量のごみが出たときは、きちんと分別し、それぞれ指定された収集日に「ごみステーション」に出してください。収集日に出せない場合は、自分でごみ処理施設(メルトタワー21)に運ぶか、下記の収集運搬許可業者に依頼してください。

収集運搬許可業者

道南清掃㈱ 東町3-2-11 ☎43-5580
 侑道南㈱ 高平町1-19 ☎55-5083
 三協清掃㈱ 日の出町2-18-2 ☎41-5071

ごみ処理施設(メルトタワー21)

石川町22-2 ☎59-0705
 自分でごみをメルトタワー21に運ぶことができます。

運べるごみの種類	燃やせるごみ・燃やせないごみ
受入日時	休みはありません。(ただし、日曜日は「燃やせるごみ」のみを受け入れ) 8時30分～17時30分
料金	100kgまで500円。100kgを超えると、10kgあたり50円を加算。※指定袋またはごみ処理券を使用している場合、料金を支払う必要はないので、事前に計量の係員にお伝えください。

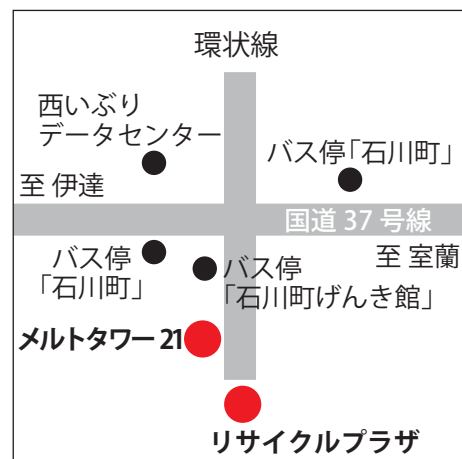
※「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は、投入口が違いますので、それぞれ分別してから運んでください。

西いぶりリサイクルプラザ

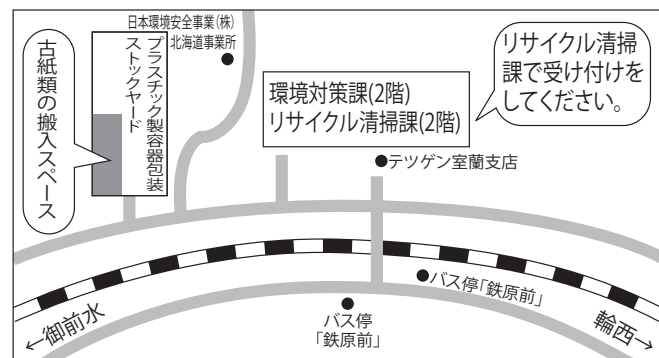
石川町22-2 ☎59-0319

資源物(空き缶・空きびん・ペットボトル)の自己搬入について	
受入日時	火曜日から土曜日まで 8時30分～17時30分
料金	無料

※空き缶・空きびん・ペットボトルはそれぞれ分別してから運んでください。



室蘭市ストックヤード
 御崎町1-75-8 ☎22-1481



新聞、雑誌、ダンボールなどの古紙類とプラスチック製容器包装の自己搬入について

受入日時	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時45分～17時15分 ※職員が案内しますのでリサイクル清掃課(2階)までお越しください
料金	古紙類 無料 プラスチック製容器包装 ピンク色の市指定袋に入れたもののみ受け入れ

※古紙を持ち込む際は、新聞・雑誌・ダンボール・紙パック(牛乳パック等の内側が白いもの)・その他(ティッシュの箱や包装紙など)に分けてください。袋に入れず、バラバラにならないよう、ひもで十字に縛ってください。

新聞・雑誌・ダンボールなどの古紙類

新聞・雑誌・ダンボール・空きびん(ビールびん等)は地域の資源(廃品)回収へ

町会・自治会・老人クラブ・学校などのさまざまな団体で取り組んでいますので、お住まいの地域で活動している団体の回収日などを確認の上、ご協力をお願いします。

また、お近くに資源回収を実施している団体がない場合、古紙類は市リサイクル清掃課でも直接持ち込みを受け付けています。

資源回収奨励金交付制度

町会・自治会や各種団体など、資源回収を実施する団体に奨励金を交付しています。交付を受けるためには、事前に市に登録する必要があります。この奨励金は、各団体の活動資金として幅広く活用されています。

市で収集しないごみ(処理困難物)

市では処理困難物の収集をしていません。タイヤ、オートバイ、ドラム缶、浴槽、ホームタンク、危険な物(プロパンボンベ、引火性物質)、消火器、バッテリーなどは、ごみステーションや資源ステーションに出せませんので、収集運搬許可業者が専門の業者に依頼してください。



家電製品の処理方法

指定廃家電品(家電リサイクル法対象製品)

テレビ(ブラウン管式・液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンは市で収集しません。処理する際は、リサイクル料金が掛かります。※リサイクル料金は製品のメーカーや大きさによって料金異なる場合があります。

●処理方法

次のいずれかの方法で処理してください。

家電販売店に依頼する

家電製品を買い換えた際など、家電販売店に運搬処理を依頼する場合は、商品の代金の他にリサイクル料金と運搬料金がかかります。運搬料金は販売店によって異なりますので直接販売店に確認してください。

収集運搬許可業者に依頼する

- (収集運搬料金が必要になります)
- ①郵便局で家電リサイクル券を購入する。(リサイクル料金を支払う)
 - ②収集運搬許可業者に依頼する。
道南清掃㈱ 東町3-2-11 ☎43-5580
侑道南㈱ 高平町1-19 ☎55-5083
三協清掃㈱ 日の出町2-18-2 ☎41-5071
 - ③収集運搬料金を業者に支払う。業者によって運搬料金が異なりますので直接業者に確認してください。

指定された場所へ自分で運ぶ

- (メーカーにより異なります。)
- ①郵便局で家電リサイクル券を購入する。(リサイクル料金を支払う)
 - ②指定された場所へ自分で運ぶ。※記載されていないメーカーはリサイクル清掃課へお問合せ下さい。

Aグループ ㈱鈴木商会 東町3-1-10 ☎44-2073	Bグループ エア・ウォーター物流㈱ 港北町1-25-35 ☎55-7121
主なメーカー パナソニック㈱(旧名、松下電器産業㈱) ㈱東芝、日本ビクター㈱、㈱コロナ、日本サムスン㈱など	主なメーカー 三洋電機㈱、シャープ(株)、ソニー(株)、アイワ(株)、三菱電機㈱、㈱富士通ゼネラルなど

■パソコン

パソコンリサイクルの対象となる機器
 ・CRTディスプレイ(一体型パソコンを含む)
 ・液晶ディスプレイ(一体型パソコンを含む)
 ・デスクトップパソコン(本体)
 ・ノート型パソコン
 ※プリンター、スキャナーなどの周辺機器は、リサイクルの対象となりません。「その他の家電製品」と同様に「燃やせないごみ」として出してください。

●回収方法

各メーカーに回収を依頼してください。メーカーの問い合わせ先などの確認や、回収先のパソコンはパソコン3R推進協会のホームページで確認してください。

パソコン3R推進協会

☎ホームページ <http://www.pc3r.jp/>
 ☎03-5282-7685
 FAX 03-3233-6091

■その他の家電製品(電子レンジ、ストーブ、ビデオデッキ、掃除機など)

「燃やせないごみ」の指定袋に入れて、袋に入らない場合は「ごみ処理券」を貼って、「燃やせないごみ」の収集日に出してください。

動物の死骸

イヌやネコの死骸は、そのままでは収集しませんので、事前にリサイクル清掃課までご連絡ください。

清掃ボランティア

町会・自治会等の一斉清掃や個人ボランティアとして市内を清掃してくれる人に無料のごみ袋(公用ごみ袋)を配布しています。リサイクル清掃課にご連絡ください。

不法投棄、野外焼却(野焼き)

不法投棄は自然環境を悪化させるばかりでなく、その処理には税金を使うこととなります。また、ごみなどを野外で焼却することは、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、タイオキシソル類などの有害物質の発生の原因となるため、法律で禁止されています。ごみの不法投棄や違法な焼却には、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科せられます。

市では、防止対策や指導およびパトロールを行っておりますが、美しい街づくりのためにみなさんのご協力をお願いします。

家庭系ごみ・資源物収集カレンダー

☎ リサイクル清掃課 ☎ 22-1481

町名		燃やせるごみ	燃やせないごみ 乾電池・紙パック	プラスチック製 容器包装	資源物(空き缶・空き びん・ペットボトル)
い	石川町	火・金	第2回目水	第4回目水	第1・第3回目木
	石川町の一部(香川町会)	火・金	第2回目水	第4回目水	第2・第4回目木
	入江町	火・金	第3回目水	第1回目水	第2・第4回目金
え	絵鞆町	月・木	第1回目水	第3回目水	第1・第3回目火
お	大沢町	火・金	第1回目水	第3回目水	第1・第3回目金
	小橋内町	月・木	第1回目水	第3回目水	第1・第3回目火
か	海岸町	火・金	第3回目水	第1回目水	第2・第4回目金
	海岸町3丁目9番、8・10番の一部	火・金	第1回目水	第3回目水	第2・第4回目金
	香川町・神代町	火・金	第2回目水	第4回目水	第2・第4回目木
	柏木町	火・金	第3回目水	第1回目水	第2・第4回目木
こ	港南町	月・木	第1回目水	第3回目水	第1・第3回目火
	港北町	火・金	第3回目水	第1回目水	第2・第4回目木
	御前水町	火・金	第1回目水	第3回目水	第2・第4回目水
	寿町	月・木	第1回目火	第3回目火	第1・第3回目水
さ	幸町・栄町	火・金	第3回目水	第1回目水	第2・第4回目金
	崎守町	火・金	第2回目水	第4回目水	第1・第3回目木
	沢町	火・金	第3回目水	第1回目水	第2・第4回目金
し	清水町	火・金	第3回目水	第1回目水	第2・第4回目金
	祝津町	月・木	第1回目水	第3回目水	第1・第3回目火
	新富町	火・金	第1回目水	第3回目水	第2・第4回目水
	陣屋町	火・金	第2回目水	第4回目水	第2・第4回目木
た	高砂町1・2・3丁目	月・木	第3回目金	第1回目金	第1・第3回目土
	高砂町4・5丁目	月・木	第4回目金	第2回目金	第1・第3回目土
	高平町	月・木	第2回目水	第4回目水	第2・第4回目木
ち	茶津町	火・金	第1回目水	第3回目水	第2・第4回目水
	中央町	火・金	第3回目水	第1回目水	第2・第4回目金
	知利別町	月・木	第1回目水	第3回目水	第2・第4回目火
	知利別町4丁目29～33番、41～44番	月・木	第4回目金	第2回目金	第2・第4回目火

町名	燃やせるごみ	燃やせないごみ 乾電池・紙パック	プラスチック製 容器包装	資源物(空き缶・空き びん・ペットボトル)	
つ 築地町	月・木	第1回目水	第3回目水	第1・第3回目火	
て 天神町	月・木	第4回目金	第2回目金	第1・第3回目土	
と 常盤町	火・金	第3回目水	第1回目水	第2・第4回目金	
な	中島町	月・木	第1回目水	第3回目水	第2・第4回目火
	中島本町	月・木	第2回目水	第4回目水	第2・第4回目火
に 西小路町	火・金	第1回目水	第3回目水	第2・第4回目金	
は	白鳥台	火・金	第2回目水	第4回目水	第1・第3回目木
	八丁平	月・木	第2回目水	第4回目水	第1・第3回目金
ひ	東町	月・木	第1回目水	第3回目水	第1・第3回目水
	日の出町	月・木	第2回目水	第4回目水	第1・第3回目水
ふ 舟見町	火・金	第3回目水	第1回目水	第2・第4回目金	
ほ	母恋北町・母恋南町	火・金	第1回目水	第3回目水	第2・第4回目水
	幌萌町	火・金	第2回目水	第4回目水	第2・第4回目木
	本町	火・金	第3回目水	第1回目水	第2・第4回目金
ま	幕西町	火・金	第3回目水	第1回目水	第2・第4回目金
	増市町	月・木	第1回目水	第3回目水	第1・第3回目火
み	御崎町	火・金	第1回目水	第3回目水	第2・第4回目水
	水元町	月・木	第2回目金	第4回目金	第1・第3回目土
	緑町	火・金	第1回目水	第3回目水	第2・第4回目金
	宮の森町	月・木	第1回目金	第3回目金	第2・第4回目火
	宮の森町1丁目1・5番の一部	月・木	第1回目水	第3回目水	第2・第4回目火
	みゆき町	月・木	第1回目火	第3回目火	第1・第3回目金
も	みゆき町3丁目の一部(旭町自治会)	月・木	第1回目水	第3回目水	第1・第3回目水
	本輪西町	火・金	第2回目水	第4回目水	第2・第4回目木
や 山手町	火・金	第3回目水	第1回目水	第2・第4回目金	
わ 輪西町	月・木	第1回目火	第3回目火	第1・第3回目金	

※祝日も通常通り収集します。

※年末年始(12月31日～1月3日)の収集はありません。そのため収集日が変更になる場合もあります。

水道・下水道

☎ 水道部 営業課 ☎ 44-6118

水道の使用量はどやうやってしらべているの？

市内を奇数月・偶数月に区分し2カ月に1回、検針員がメーターを検針し、使用水量をお知らせしています。「水道使用量等のお知らせ」票により、ご確認ください。なお、検針員は水道部名入り制服とネームプレートをつけています。不審に思ったときは、身分証明書の提示を求めるか、水道部営業課にお問い合わせください。

検針にご協力を

- ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ・犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。

検針月	奇数月
1・3・5・7・9・11	日の出・寿・東・輪西・仲・みゆき・大沢・御崎・御前水・母恋南・母恋北・新富・茶津・入江・山手・舟見・栄・本・幸・清水・常盤・中央・幕西・沢・海岸・築地・西小路・緑・小橋内・港南・増市・祝津・絵鞆

検針月	偶数月
2・4・6・8・10・12	石川・香川・神代・白鳥台・崎守・陣屋・幌萌・本輪西・港北・柏木・高平・中島本・中島・知利別・天神・水元・高砂・宮の森・八丁平

転入・転出・転居するのですが・・・

引っ越しをするとき(転入・転出・市内転居)、水道使用者の名前が変わるとき、水道の使用の用途が変わるときは、事前に水道部営業課までご連絡下さい。必ず前もってご連絡をお願いいたします。

蛇口から水がポタポタ・・・

室蘭市指定の工事業業者または、室蘭市水道部に申し込んでください。蛇口パッキンの取替えや修理は、家庭でも簡単にできます。水道部でパッキングを無料で差し上げています。

水道管から水が漏れているようですが・・・

■道路から水が出ている場合

水道施設課維持係(☎44-6016)へお電話ください。

■家の中で漏れている場合

営業課故障相談係(☎44-6118)へお電話ください。

※前月に比べて、異常に使用水量が多い場合も漏水の疑いがあります。その際は故障相談係(☎44-6118)へお問い合わせください。

水が濁ったり、赤い水がでているのですが・・・

■赤水

家の近くで水道管工事をしていたり、火事があって消火栓を使ったりすると赤水(さびの混ざった水)が出ることがあります。水道施設課維持係(☎44-6016)にお問い合わせください。

■濁った水

白く濁った水は、空気が多く入っているためです。飲んで問題ありません。しばらく置いておくと、空気が抜けます。不安がある人は水道施設課維持係(☎44-6016)にお問い合わせください。

水道が凍ってしまいました

冷え込みが厳しくなったら、日中でも水抜きをしましょう。新聞、テレビ、ラジオなどの凍結予報を参考に、ちょっとした注意で防げます。

もし凍結してしまったら、室蘭市指定給水装置工事業業者へ連絡してください。

水道を新しく引きたい(家の新築・増築・改造)

室蘭市指定給水装置工事業業者に依頼してください。※申し込んでから着工するまでに調査、設計等日数がかかりますので、早めのご依頼をよろしくお願いします。

下水道事業受益者負担金・分担金について

下水道の整備にはほう大な費用がかかります。この費用を税金だけでまかなうと、下水道が整備されていない地区の人たちとの間に公平を欠くことになります。そのため、下水道の受益を受ける人に建設費の一部を負担していただいています。

負担額は、土地の所有面積によって異なりますが、減免対象もあります。支払いは年4回の分割払いです。詳細は、水道部営業課にお問い合わせください。

水洗便所改造資金の貸し付けについて

下水道が整備された地域では、3年以内に水洗便所も改造しなければなりません。改造資金及び流し水やお風呂などの汚水を直接公共下水道へ排水するための工事資金の一部をお貸ししています。対象外の工事や所得制限がありますので、詳細は水道部営業課にお問い合わせください。

- ・貸付額 1件につき55万円以内 トイレ改造 35万円
排水設備 20万円
- ・償還 50ヶ月以内の毎月均等償還 無利子

工事は指定工事店へ

給水装置・排水設備の工事は、市の指定を受けている工事店に依頼してください。詳細は、水道部建設課排水設備係(☎44-6017)にお問い合わせください。

室蘭市内指定給水装置工事業業者一覧

工事業業者	住所	電話
佐藤設備工業株式会社	築地町138-7	24-3425
有限会社 大進	海岸町1-20-41	23-6681
共成土木株式会社	中央町2-8-20	24-5511
小川設備工業株式会社	母恋北町1-2-5	24-3011
株式会社 小島商事	母恋南町1-1-5	22-9091

工事業業者	住所	電話
有限会社 東進設備工業	母恋南町2-10-8	24-7462
株式会社 高橋管工舎	母恋南町4-73-37	23-0802
三栄設備株式会社	東町1-6-30	45-4822
協業組合 ユニオン建設	東町2-2-15	41-3901
秋吉設備株式会社	東町4-13-3	47-0111
木下建設株式会社	寿町2-6-4	44-3469
創栄設備工業株式会社	日の出町2-21-12	45-5011
株式会社 丸三建設	宮の森町2-106	44-2454
有限会社 和歌山設備計画	宮の森町3-16-3	43-2602
株式会社 大友設備	知利別町2-1-4	44-8478
高橋衛生工業株式会社	知利別町2-8-15	44-5467
株式会社 ノースクリエート	八丁平4-43-3	47-7011
北海道セントラルガス株式会社室蘭営業所	港北町1-1-1	55-8947
有限会社 臣配管工業	本輪西町4-12-8	55-2902

※上記以外の室蘭市指定給水装置工事業業者(市外登録業者)は、市ホームページをご覧になるか、水道部営業課にお問い合わせください。

■ご注意

各家庭を回って浄水器、活水器などをセールスしている業者の一部には、あたくも市・水道部から派遣されたかのような言い方をしたり、水質検査を装い浄水器などの販売や配水管が詰まっているとあって、清掃の勧誘をし、高額な請求をする悪質なものもあります。

市・水道部では、浄水器などのあっせん・販売、排水管清掃の勧誘・あっせんは一切行っていません。不審と思われる場合には、市・水道部職員の身分を証明するものの提示を求めただけか、上記までお問い合わせください。

水道料金・下水道使用料金

水道料金は、用途やメーターの口径、使用水量に応じて計算します。また、下水道使用料金は、水道の使用量に応じて計算しています。2カ月ごとに行う水道メーターの検針により、基本料金と従量料金の合計金額に消費税5%を加算した額を料金として請求しています。検針時に使用水量と請求予定金額をお知らせしますが、お支払いには便利な口座振替をお勧めします。

■水道料金(1カ月につき)

用途	基本料金		従量料金(1立方メートルにつき)			
	口径 (ミリメートル)	0～8立方メートル	9～15立方 メートル	16～25立方 メートル	26～50立方 メートル	51立方メー トル～
家事用	13、20、25	880円	125円	140円	155円	170円
	40	3,400円				
	50	4,550円				
	75	6,300円				
	100	7,400円				
	150	11,300円				
200	14,700円					
家事用以外	口径 (ミリメートル)	0～10立方メートル	11～30立方 メートル	31～50立方 メートル	51～100立 方メートル	101立方メー トル～
	13、20、25	2,200円	160円	200円	250円	300円
	40	5,200円				
	50	6,800円				
	75	12,200円				
	100	18,500円				
150	23,500円					
200	31,000円					
公衆浴場用	基本料金	100立方メートルまで4,400円				
	従量料金	101立方メートル以上 1立方メートル増すごとに44円				

※消費税等相金額は含まれておりません。

■下水道使用料金(1カ月につき)

区分	汚水排出量	単位	下水道使用料
一般汚水	0～8立方メートル	基本料金	1,230円
	9～50立方メートル	1立方メートルにつき	175円
	51～100立方メートル	1立方メートルにつき	235円
	101～300立方メートル	1立方メートルにつき	295円
	301立方メートル～	1立方メートルにつき	325円
公衆浴場汚水		1立方メートルにつき	38円

※消費税等相金額は含まれておりません。

くみ取り

☎ 室蘭清掃管理センター ☎ 43-3155

くみ取りの申し込み

くみ取りの申し込みは、室蘭清掃管理センターへ連絡してください。

し尿処理手数料(くみ取り料金)

し尿処理量に応じた「くみ取り券」を作業員に渡してください。くみ取り券は、お近くのくみ取り券取扱店で購入できます。不在のときは「未回収くみ取り券納入通知書」を置いていきますので、お近くのくみ取り券取扱店でお支払ください。

浄化槽の設置・管理

☎ リサイクル清掃課 ☎ 22-1481

浄化槽設置補助制度

合併処理浄化槽の設置者に費用の一部を補助します。対象は、公共下水道の事業認可区域及び事業予定区域を除く市の区域で専用住宅に設置するものです。

浄化槽の維持管理

浄化槽を設置すると「浄化槽法」に基づき、清掃許可業者による保守点検及び清掃を適正に行うと同時に、北海道知事指定の指定検査機関(北海道浄化槽協会)による水質検査(法7条検査)や法定検査(法11条検査)を受けなければなりません。

浄化槽保守点検・清掃許可業者

・高橋清掃㈱(知利別町2-8-15) ☎ 44-4992

・脩道南美掃社(寿町3-5-7) ☎ 43-8351

・丸三建設㈱(宮の森町2-106) ☎ 44-2454

指定検査機関

北海道浄化槽協会(札幌市豊平区平岸5条7丁目7-10)

☎ 011-814-6811

市営住宅

☎ 住宅課 ☎ 25-2683

入居の申し込みをできる人

- ・住宅に困窮している人
(原則、持ち家のある方は申込できません。)
- ・市税を滞納していない方
- ・申込み前1年間の収入総額(同居家族の収入も含む)が、入居基準内であること ※詳細はお問い合わせください。
- ・同居しようとする家族がいること(単身の人も入居できますが、入居できる住宅に制限があります。)

申込方法

主に浴室がついていない通年補充対象住宅の受け付けは、随時行っています。浴室がある公募補充対象住宅は、おおむね年4回募集しますので、その都度「広報おろらん」やホームページでお知らせします。

空き室状況をお知らせしています

市営住宅情報テレフォンサービス ☎ 24-3786

建築・開発行為

土地を購入するときには

建築課開発行為係 ☎25-2667

室蘭市の都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に区分されており、市街化調整区域内では、一部の例外を除き、開発行為や建築行為が、禁止されています。

また、市街化区域内には用途地域が定められており、用途地域ごとに建てられる建築物の用途が制限されています。土地の購入に際しては、これらに十分ご注意ください。

建築物を新築・増築するときには

建築課建築相談係 ☎25-2664

住宅などの建築物を新築・増築する場合には、事前に建築基準法にもとづく建築確認申請が必要です。(防火・準防火地域以外の地域における10㎡以内の増築を除く)

また、「既存建築物の用途の変更」、「広告塔などの工作物の築造」、「昇降機の設置」の際にも、変更内容や規模により、確認申請を必要とする場合がありますので、ご注意下さい。

建築物の解体等をするときには

建築課建築相談係 ☎25-2664

下記の規模以上の工事を行なう場合には、工事着手の7日前までに、建設リサイクル法に基づく届出書の提出が必要です。

- | | | |
|------------------|----------|---------|
| 1. 建築物の解体 | 床面積 | 80㎡以上 |
| 2. 建築物の新築・増築 | 床面積 | 500㎡以上 |
| 3. 建築物の修繕・模様替 | 工事金額(税込) | 1億円以上 |
| 4. その他の工作物に関する工事 | 工事金額(税込) | 500万円以上 |

木造住宅の耐震診断

胆振支庁室蘭土木現業所企画総務部建設指導課建築住宅係 ☎24-9594

胆振支庁では、毎月第一月曜日に木造戸建て住宅の無料耐震診断を行なっています。

診断対象は、2階建て以下かつ500㎡以下で、現に居住、または所有されている木造戸建て住宅です。

既存建築物の維持保全について

建築課建築相談係 ☎25-2664

建築基準法により、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物を常に適法な状態に保たなければならないとされています。

特に、転出などにより、今まで住んでいた住宅を引き払う場合や、相続等により入居予定の無い住宅を取得した場合は、放置により近隣に被害、迷惑をかけないように注意しましょう。

開発行為をするときには

建築課開発行為係 ☎25-2667

下記にあげる規模の開発行為を行なおうとする場合は、あらかじめ都市計画法に基づく許可申請が必要です。

1. 市街化区域 1,000㎡以上
2. 市街化調整区域 面積にかかわらず全て
3. 都市計画区域外 1ha以上

<開発行為とは>

主として建築物を建築する目的で行なう土地区画形質の変更をいい、造成工事を行い建築(宅地分譲)する場合や、農地等を宅地に転用して建築する場合等が該当します。

宅地造成をするときには

建築課開発行為係 ☎25-2667

宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域内で、宅地を造成する際には、土地面積や切土・盛土により生じる崖の高さ等により、工事の許可申請が必要になる場合がありますので、ご注意下さい。

土砂災害等を未然に防ぐためには

建築課開発行為係 ☎25-2667

土砂災害を未然に防ぐため、日頃から次のような点検を行なうよう心がけましょう。

- ・宅地内に排水施設がありますか？
- ・排水施設に泥やごみが詰まっていますか？
- ・よう壁などの表面にヒビ割れやふくらみがありませんか？
- ・よう壁などに水抜き穴がついていますか？
- ・水抜き穴が詰まっていますか？
- ・がけ面の芝や土砂が崩れていませんか？
- ・湧水などによる軟弱地盤になっていませんか？

住まい・らくらくリフォーム資金融資制度

建築課建築相談係 ☎25-2664

開発行為係 ☎25-2667

この制度は、よう壁改修等の「住宅・宅地防災目的工事」や、バリアフリー化等の「高齢者や障がい者の生活支援を目的とする工事」を対象とした融資制度です。

対象となる住宅は、市内に既建築の専用住宅、または店舗・事務所等との併用住宅の住宅部分で、建築基準法に適合している住宅です。

融資制度を利用できるのは、次のすべてに合致する方です。

1. 市内に居住し、対象住宅に居住する本人または同居家族。
2. 満20歳以上。
3. 償還能力を有していること。
4. 市税を完納していること。
5. 金融機関が指定する保証機関を利用できること。

なお、市が本制度に基づく融資のあっせん決定をしても、金融機関の審査に合格しない場合、融資実行に至らないことがあります。

対象工事や、融資利率等の詳細は、事前相談、または、市ホームページでご確認ください。

資金の貸し付け

室蘭市勤労者貸付制度

市内に居住する勤労者で、同一事業所に1年以上勤務する人を対象に融資を行っています。融資内容には、生活資金と教育資金があります。問い合わせ・申し込みは北海道労働金庫(室蘭支店☎22-1975、室蘭東支店☎45-3611)へ。

住居表示(新築建物の住所の設定)

戸籍住民課 ☎25-2506

住宅を新築したときは、住所設定のための届け出が必要となります。建築主の方には「新築家屋等の住所設定の届出についての通知」が郵送されます。通知が届きましたら、広域センタービル庁舎戸籍住民課が蘭東支所(えきがるセンター)へ届け出をしてください。

・届け出に必要な書類

建物その他・工作物新築届出書(郵送時に同封)
建築確認申請書の確認済証か検査済証のコピー

除雪

問 土木課 土木事業所 ☎43-1188

市では、除雪作業に全力で取り組みますが、皆さんのご理解とご協力も欠かせません。

一人ひとりがルールとマナーを守り、冬の暮らしを安全・快適に過ごしましょう。

除雪に関するよくある質問

室蘭市の場合、除雪車は、降雪量がおおむね10cm以上観測されたときに出勤します。厳しい財政状況の中、行財政改革を推進し、サービスを維持する努力を行っています。交通量や高齢者の増加などにより、きめの細かい除雪が求められていますが、限られた経費の中で除雪を行うことは、皆さんのご理解とご協力が必要です。

皆さんから多く寄せられる「除雪に関する質問」にお答えします。

どうして除雪車は玄関前に雪を置いて行くの？

除雪は、限られた機械と時間で通行を確保するため、雪を両側にかき分ける作業を行っています。かき分けた雪は、玄関や車庫前の路上に置かれることとなりますが、皆さんで処理していただくよう、ご理解とご協力をお願いします。

除雪車がなかなか来ない

市道すべての除雪を行うには、10時間以上かかります。除雪は、通勤や通学、バス路線などを優先し、交通量が増加する朝方の通学・通勤時間帯までに行きます。深夜に除雪することもあり、騒音などでご迷惑をおかけしますが、ご理解ください。

なぜ雪を道路に出してはいけないの？

道路に雪を出すと、わだちの原因になり、運転手がハンドルをとられるなど、大変危険です。ロードヒーティング部分であっても、道路に雪を出すことはやめてください。

ロードヒーティングについて

- ロードヒーティングは電熱や温水循環によって道路表面の雪や氷を融かす施設です。
- ロードヒーティングに接するヒーティングされていない部分は、凍結し滑りやすいので通行の際にはご注意ください。
- ロードヒーティング敷設箇所には駐車しないでください。故障の原因となります。
- ロードヒーティング敷設箇所は掘削禁止です。ロードヒーティング付近を掘削する際には土木課へご連絡ください。

冬の暮らしのルールとマナー

除雪車に近づかないで

作業中の除雪車に近づくことは大変危険です。特に子どもは、運転手から見えないこともあります。除雪車には絶対に近づかないでください。

道路の障害物は危険

車庫前などの道路に、鉄板や木材、縁石などの障害物を置かないでください。除雪作業の障害や除雪車の事故の原因になり、危険です。

路面状況に応じた運転を

気象状況に応じて、坂道や交差点などに凍結防止剤を散布していますが、急激な気象の変化には対応できないことがあります。路面状況に合わせて安全運転を心がけてください。

砂・融雪剤は、みんなで管理・散布

急な坂道には、滑り止め用の砂袋を置いてあります。管理と散布は、近隣の皆さんで協力してお願いします。

路上駐車は除雪の大敵

路上に駐車している車両のため、除雪作業を中断することがあります。救急車など、緊急車両の通行の妨げにもなりますので、路上駐車は絶対にしないでください。

除雪に困ったときは

室蘭市シルバー人材センター(☎45-8155)では、宅地内の除雪を有料で行っています。また、1人暮らしの高齢者や、身体障がいのある方だけで構成される世帯のみ、屋根の雪下ろしを有料で、室蘭市建設業協会(☎22-1047)が行っています。

詳細は、それぞれお問い合わせください。

公園に雪を捨てるときは、あらかじめご連絡ください

都市計画課公園係 ☎25-2601 ☎24-2091

町会や団体などで、市内の公園を雪捨て場所として使用する場合は、事前に電話かファクス、または直接申し込んでください。ファクスの場合は、使用する公園、使用者氏名、住所、電話番号を記入してください。

- 使用にあたっては、
- 公園の清掃など、管理を十分に行うこと
 - 遊具や樹木などの周辺には、雪を捨てないこと
 - 雪解け後は、元の姿に戻すこと
 - 車両を乗り入れないこと
- などのルールを守ってください。

除雪のお問い合わせは

市道

土木事業所 ☎43-1188
土木課 ☎25-2585

道道

室蘭土木現業所登別出張所 ☎85-2311

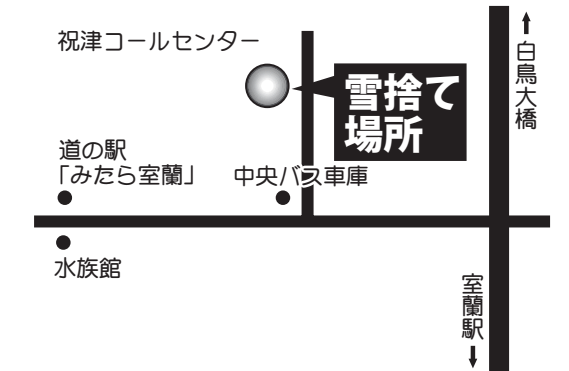
国道

室蘭開発建設部室蘭道路事務所 ☎85-3135

雪捨て場はこちら

利用は8時から18時までです。雪を捨てる場合、ごみを持ち込まないようにしてください。

祝津雪捨て場 (祝津町コールセンター横)



八丁平雪捨て場 (八丁平3-43)



イヌやネコの飼育

☎ 市民生活課 ☎ 25-2382

イヌの登録

- 生涯に一度、登録が必要です。
- 市民生活課や市内の動物病院で受け付けています。
- 市内で引っ越しをした場合や飼い主が変わったときは、届け出が必要です。
- 市外へ引っ越しをした場合は、鑑札を持って新しい市町村で転入の手続きをしてください。

狂犬病予防注射

- 毎年一回必要です。
- 動物病院で受け付けています。
- 毎年5月に狂犬病予防の集合注射を行ないます。日程は、広報むろらんでお知らせします。
- 市外で受けた場合、注射済証を持参し、市民生活課で注射済票の交付を受けてください。

登録などの手数料

イヌの登録 1頭につき 3,000円
 狂犬病予防注射料金 1頭につき 2,490円
 予防注射済票の交付 1件につき 550円。

カラス・蜂の巣の駆除

☎ リサイクル清掃課 ☎ 22-1481

巣の駆除などでお困りのときは、リサイクル清掃課にお問い合わせください。

献血

☎ 北海道赤十字血液センター室蘭出張所 ☎ 45-8730

献血・登録

健康な人ならだれでも献血ができます。また、定期的に成分献血を希望する人は登録もできます。

献血の種類

成分・全血(200ml、400ml)。それぞれ対象年齢があります。

ネコについて

- 法律でネコは捕獲することができません。
- 糞尿や花壇あらしなどによる近所への迷惑防止、ネコの健康と安全のため、室内飼に努めましょう。
- 野良ネコへの餌やりはやめましょう。餌やりをした人に責任が生じます。

イヌやネコを飼えなくなった時

- 新たな飼い主を探すよう努めてください。どうしても見つからなかったときは、相談してください。

イヌやネコが死んだとき

- 飼いイヌが死んだときは、市民生活課か市内の動物病院に届出ください。
- 死骸処理は、リサイクル清掃課(☎22-1481)に連絡してください。

移動献血車の巡回

移動献血車「ひまわり号」が定期的に巡回します。詳しい日程は、広報むろらんや市ホームページでお知らせします。

家庭用計量器無料検査

☎ 市民生活課 ☎ 25-2381

家庭でご使用の体重計、キッチンスケールなどを無料で検査します。予約制ですので、詳細は市民生活課生活安全係にお問い合わせください。

環境家計簿

☎ 環境対策課 ☎ 23-2225

楽しみながらエコライフを実践できる環境家計簿を配布していますので、希望の方は、ご連絡ください。なお、本庁舎窓口や市役所広域センタービル庁舎、蘭東支所(えきがるセンター)にも常備しているほか、市ホームページからダウンロードすることも出来ます。

公害の監視と苦情処理

☎ 環境対策課 ☎ 23-2225

市内6ヶ所の測定局で大気汚染物質の濃度や風向・風速などを1時間毎に測定し、その結果を市の公共端末で表示しています。そのほか、騒音や室蘭港の水質、降下ばいじんなどの調査結果も、毎年報告書で公表しており、市ホームページからダウンロードすることもできます。

なお、騒音、振動、悪臭、粉じん、ばい煙などの公害苦情の相談も受け付けており、調査・指導をしています。

お墓・火葬場

☎ 市民生活課 ☎ 25-2382

望洋台霊園管理事務所

住所 神代町115-2 ☎44-1590

墓地使用の申し込み

墓地の使用を希望する人は、現地で空き墓地を確認後、市民生活課で手続きしてください。手続きには、本籍入り住民票1通と印鑑、使用料、管理手数料が必要です。使用料と管理手数料は、一括で支払ってください。なお、墓地は、お貸しするもので分譲ではありません。

区分	面積	使用料 (墓地使用权の料金)	管理手数料 (墓地を除く園内の維持管理料)
自由墓地	4㎡	8万8,000円	6万6,000円
	6㎡	16万2,000円	9万9,000円
	8㎡	27万2,000円	13万2,000円

※使用料は、室蘭市以外に住民登録している人は5割増となります。

墓地使用者が変わるとき

死亡の場合

市民生活課で承継手続きをしてください。手続きには、前使用者との関係がわかる戸籍謄本、本籍の入った住民票、印鑑が必要です。

死亡以外の場合

事前に市民生活課にお問い合わせください。

お墓を建立・改修するとき

工事施工申請書と墓地使用許可証の写しが必要です。詳細はお問い合わせください。

遺骨をお墓に納めるとき

埋蔵届、墓地使用許可証、火葬許可証、印鑑が必要です。詳細はお問い合わせください。

墓地を利用する際のお願い

- 墓地内の管理は使用者で行ってください。
- ごみ・供物などはお持ち帰りください。

神代火葬場

住所 神代町130-1 ☎44-5739

受付時間 9時~15時30分

休業日 1月1日

会葬者控室使用料 1室につき1,000円

火葬料

種別	料金(1体につき)
10歳以上	7,200円
10歳以下	5,400円
死胎児	3,600円

※室蘭市以外に住民登録している人は倍額となります。受け付けの際に、火葬許可証を提出してください。火葬許可申請手続きについては、40ページをご覧ください。